

# 第2回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和7年11月6日午前9時25分~午前11時45分

- 主な審議事項 公開・**非公開**
- 1 関係労使参考人からの意見聴取について
  - 2 金額審議
  - 3 その他

出席状況	公益	3 / 3
	労側	3 / 3
	使側	3 / 3

## 審議要旨

- 1 関係労使参考人からの意見聴取について

関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」について、事務局から読み上げられた。

- 2 金額審議

### 【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

労働者側は、労使で結ばれた労働協約の最低賃金を未組織労働者に拡張適用させることを目的とし、早期に未組織労働者の最低賃金を労働協約で結ばれている最低賃金に近づけることを目標とする。企業物価指数が上昇していることは十分理解しているが、人材確保から特定最低賃金の引上げは重要である。

労働協約を締結している事業所の中で最も低い1,191円に、未組織労働者の賃金が追いつくようにとの考えで、183円の引上げ1,191円を提示。

### 【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

鉄鋼業界の状況は、海外との価格差によって価格転嫁に応じてもらえないことや、取引先が海外へシフトし受注減が生じるなど、厳しい経営環境にある。人材確保の必要性は認識しているが、経営を安定させることも使用者の使命であり、中小企業・小規模事業者に十分配慮した慎重な審議を求める。

金額提示について、特定最低賃金の金額設定のルール上、地域別最低賃金を上回る必要があり、地域別最低賃金に+1円が妥当と考え、24円の引上げの1,032円を提示。

### 【審議経過】

労使の主張に対する審議の後、労働者側から個別協議の提案があり、使用者側も了承したため公労及び公使の個別協議が行われた。労使双方から歩み寄る姿勢があることが確認され、労働者側は2回目の金額提示がなされたが、使用者側は冷静な数字を検討する時間が必要という考えが示されたため、2回目の金額提示は次回の専門部会で行うこととされた。

- 3 その他

特になし。

### 次回開催日

会議名 令和7年度第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会

日 時 11月10日 午後3時

場 所 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室